

## 令和 8 年度芽室町国民健康保険税率等の考え方について

## ■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

基礎賦課分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.71%	66 万円
均等割	28,981 円	
平等割	28,766 円	

【税率改正後】

基礎賦課分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>8.33%</u>	<u>67 万円</u>
均等割	<u>28,824 円</u>	
平等割	<u>28,376 円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.67%	26 万円
均等割	9,356 円	
平等割	9,287 円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.48%</u>	26 万円
均等割	<u>9,158 円</u>	
平等割	<u>9,016 円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.04%	17 万円
均等割	9,337 円	
平等割	7,324 円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.00%</u>	17 万円
均等割	<u>9,159 円</u>	
平等割	<u>7,147 円</u>	

子ども・子育て支援納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	令和 8 年度より新設	3 万円
均等割		
18 歳以上均等割		
平等割		

子ども・子育て支援納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>0.29%</u>	<u>3 万円</u>
均等割	<u>900 円</u>	
18 歳以上均等割	<u>200 円</u>	
平等割	<u>1,000 円</u>	

## ■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

### 【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 30 万 5 千円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 56 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)



### 【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 <u>31 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43 万円 + 加算額 <u>57 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)